



# 市 からの 連絡 帳

**12月は、固定資産税・都市計画税 第3期の納期です。**  
 ～納付には、便利な口座振替を～  
**◆納税課田**(☎042-460-9832)

## 税・年金・届け出

### 市税・国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

**時** 12月5日(土)・6日(日)  
 午前9時～午後4時  
**場** 市税…納税課(田無庁舎4階)  
 国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)  
 ※窓口は田無庁舎のみ  
**内** 市税・国民健康保険料(税)の納付・相談、納付書の再発行など  
**◆納税課田**  
 (☎042-460-9832)  
**◆保険年金課田**  
 (☎042-460-9824)

### 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、表題登記をしている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。  
**問** 東京法務局田無出張所  
 (☎042-461-1130)  
**◆資産税課田**  
 (☎042-460-9830)

### 認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まない)。  
**□要件**  
 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅  
 ●平成27年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅  
 ●居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上  
 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下  
 ●平成28年1月31日までに資産税課(田無庁舎4階)に必要な書類を提出

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造	新たに課税される年度から7年間
上記以外	新たに課税される年度から5年間

**□減額期間** 居住部分の床面積120㎡<sup>まで</sup>(120㎡を超えるものは120㎡相当部分)  
**□必要書類** ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書  
 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)  
**□申告** 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。  
**問** ●認定長期優良住宅について…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎042-464-2154)  
 ●認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…下記へ  
**◆資産税課田**(☎042-460-9830)

### 国民年金の高齢任意加入

国民年金加入期間に未納があるなどの理由で、60歳を過ぎても保険料の納付月数が480月未満のときは、次のいずれかの条件を満たすまで、国民年金に任意で加入できます(高齢任意加入)。  
**□条件**  
 ●納付月数が480月になるまで  
 ●65歳になるまで  
 高齢任意加入をすることで、老齢年金の受給資格の獲得や、年金受給額の増額ができます。60歳になる前日～65歳の誕生日の前月(1日生まれの方は前々月)の間で、申し出のあった日から加入できます。納付方法は、口座振替またはクレジットカード納付です。  
 ※老齢年金を繰り上げ受給している場合や、厚生年金加入中は利用できません。  
 ※65歳までに受給権を得られないときでも、70歳になるまでに受給権を確保できる場合は特例高齢任意加入ができます。詳細は、お問い合わせください。  
**◆付加年金の加入**  
 高齢任意加入中も、国民年金基金に加入していなければ付加年金(月額400円)を納めることができます。付加年金も併せて加入することで、年金の受給額をより増やせます。  
**持** 口座振替の場合：通帳・届け印・年金手帳  
 クレジットカード納付の場合：クレジッ

トカード・印鑑・年金手帳  
**申** 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)窓口へ  
**問** 武蔵野年金事務所  
 (☎0422-56-1411)  
**◆保険年金課田**  
 (☎042-460-9825)

### 平成28年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請

**□団体に認定されると**  
 ●社会教育団体…市内スポーツ施設の使用料の2分の1を減額  
 ●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料を免除  
**□条件**  
**◇各団体共通** ●規約または会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されている ●団体の実績が客観的に認められる ●政治・宗教活動または営利事業を主たる目的とする団体でない ●団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にある  
**◇社会教育団体** ●市内で社会教育活動を行っている ●団体の構成員の60%以上が市内在住・在勤・在学である  
**◇青少年健全育成団体** ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として構成されている ●指導者に対する謝礼・報酬の類いの支出がない ●団体を構成する児童・生徒の90%以上が市内在住である  
**□提出書類** ①会則  
 ②平成27年度事業報告書(申請時までの実績でも可)  
 ③平成27年度決算書(決算見込書でも可)  
 ④平成28年度事業計画書  
 ⑤平成28年度予算書  
 ※③には、会計担当者の署名・押印(朱印)が必要  
**□申請書配布場所**  
 スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっと  
 ※市HPからもダウンロード可  
**申** 平成28年1月6日(水)～15日(金)に、所定の申請書・会員名簿と上記提出書類を申請書配布場所へ持参  
 ※上記期間以降は、スポーツ振興課のみで受け付け  
 ※平成28年1月15日(金)までに申請し認定を受けた団体には、2月1日(月)より申請した窓口で認定通知書を交付します。  
**◆スポーツ振興課保**  
 (☎042-438-4081)

## 暮らし

### わが家の耐震診断をしよう

地震災害に備えるため建物の設計図を基に簡易耐震診断をし、皆さんが抱える問題への指導・助言などの無料相談を毎月両庁舎で交互に行っています。  
**時・場** 12月19日(土)午前9時30分～午後0時30分・保谷庁舎1階  
 ※1人40分程度  
**対** 市内にある地上2階建て以下の木造戸建てで、自ら所有し居住している住宅  
 ※原則として新耐震設計基準(昭和56年6月1日施行)以前に建築した住宅  
**定** 8人(申込順)  
**申** 3日前までに電話で下記へ  
**□相談員** 住みよい町をつくる会に所属する相談員  
**◆都市計画課保**  
 (☎042-438-4051)

### 防犯活動経費の一部補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。  
**□申請期間** 12月7日(月)～18日(金)  
**□補助金額** 防犯資器材の購入経費などの2分の1以内で、1団体につき上限20万円  
 ※申請多数の場合、補助金額の減額あり  
**対** 市に防犯活動団体として登録している団体  
 ※団体登録や補助金申請手続きなど詳細は、下記へお問い合わせください。  
**◆危機管理室保**  
 (☎042-438-4010)

## 福祉

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料や受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。高校・大学などへ入学した場合は、申請により返済が免除されます。  
**□受講料貸付限度額**  
 中学3年生・高校3年生…20万円  
**□受験料貸付限度額**  
 中学3年生…2万7,400円  
 高校3年生…10万5,000円  
**対** 市内在住世帯の生計の中心者  
 ※課税所得や預貯金など申込要件あり  
**申・問** 西東京市社会福祉協議会(保谷東分庁舎・☎042-422-2010)  
**◆生活福祉課保**  
 (☎042-438-4022)

## オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロック・捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組みます。  
 皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、さまざまな市民サービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源を安定して確保するため、

また、市民の皆さんの安心・便利な納税のため、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付と、滞納の抑制にご協力をお願いします。  
**◆納税課田**  
 (☎042-460-9832)



## 東京都施行型都民住宅 入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料は不要です。  
**□住宅の所在地** 都内全域  
**□募集戸数** 129戸(抽選)  
 ※このほか、抽選募集以外の住宅も東京都住宅供給公社HPで募集しています。  
**□申込資格** ①都内在住 ②自ら居住するための住宅を必要としている  
 ③所得が定められた基準に該当するなど  
 ※詳細は、募集案内でご確認ください。

**□案内配布**  
**時** 12月1日(水)～9日(水)  
**場** 保谷庁舎1階総合案内・田無庁舎2階ロビー・各出張所  
 ※都庁・東京都住宅供給公社募集センターおよび窓口センターでも配布  
 ※申込書などは、同公社HPからダウンロード可(案内配布期間中のみ)  
**申** 12月14日(月)(必着)までに問へ郵送  
**問** 東京都住宅供給公社募集センター  
 (☎03-3498-8894)  
**◆都市計画課保**(☎042-438-4051)